

農業 水田 確立

転作目標面積二二九ha、四二・二%の増加

生産者団体と行政が一体となり推進

水田農業確立対策の初年度にあたる六十二年の転作等目標面積、及び米の事前売渡申込限度数量の配分が、去る十二月二十三日県から内示されました。

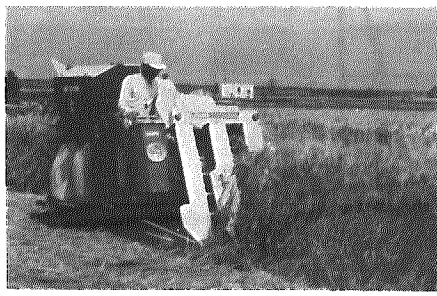
それによると、転作目標面積は、二一九〇(うち他用途利用米面積三九・九)、また、売渡限度数量は、六十糍換算で六八、一八一俵となっており、昭和六十一年度に比べ、転作面積が六五・五増(四二・二%増)、限度数量で四、八三九俵減(六・六%減)となり、村の水田の約二四%を転作しなければならぬもので、加えて、転作助成金(六十一年度「奨励補助金」)も

大幅に見直し、減額されるといふ非常に厳しいものとなりました。現在、村と農業団体等ではこれらに対応するため、推進体制及び方針について検討を進めているところであり、決定のあと転作面積配分が行われることとなりますので、今までの以上のご協力をお願いいたします。なお、県より先般提示された水田農業確立対策の概要についてお知らせいたします。

水田農業 確立対策の 展開

- 対策のねらい
 - (1) 稲作、転作物ともに担い手を中心とした生産組織の育成や農地流動化を通ずる規模拡大を進め、水田農業全体としての生産性の向上を図る。
 - (2) 質も含めた需要の動向に即した生産。
 - (3) 稲作と転作物との合理的な組み合わせによる輪作農法の確立。
- 推進体制

生産者、生産者団体の主体



この責任をもった取り組みを基礎に、行政と生産者団体(農協)とが一体となり推進(ア) 生産者団体は、中央、地方を通じて、県・村と連絡協調して対策の推進、普及、指導にあたる。

- 実施期間

昭和六十一年度からスタートし、六年間(前期三年、後期三年)
- 転作目標面積の配分

これまでは、村が各農家へ配分していたが、これからは、生産者団体の参画の下に、行政と生産者団体の共同責任で行う。

水田農業確立助成補助金体系 (単位：円)

地域営農加算		加算額	
③	永年性作物 10,000 一般作物 10,000 特例作物 5,000		
生産性向上加算		基本額	
②	永年性作物 20,000 一般作物 20,000 特例作物 5,000	特認加算 ④ 生産性向上加算の半	
区分	内容	作物	基本額 (10a)
永年性作物	水田から畑等への転換	果樹、転換畑、養魚池、施設園芸用地等	25,000
一般作物	永年性作物、特例作物以外	麦、大豆、飼料作物、球根、青刈、飼料米、地方増進作物等	20,000
特例作物	需給が緩和状況にある作物	野菜	7,000
水田預託、土地改良通年施行			7,000

- 対象水田
 - (イ) 昭和六十一年度において水田利用再編奨励補助金の交付対象となった水田
 - (ロ) 昭和六十一年度において転作実績に算入された水田
 - (ハ) この他、昭和五十七年度から六十一年度までのいづれかの年度において、(ア)、(イ)、(ロ)が確実である水田
- 規模拡大加算

(中核農家の規模拡大対策) 集落内の二分の一以下の農家がその集落全体の水田を利用権設定により受託し、かつ集落内の転作を実施する。水田に係る利用権の設定を三〇%以上うけており、原則として四〇%以上の転作を実施している農家。
- 生産組織加算

(生産組織の規模拡大対策) 稲作及び転作の生産集団であること。転作物の基幹作業を三〇%以上実施していること。その作業が二つ以上あること。集団の構成員以外からおおむね一〇%以上受託していること。
- 基幹作業とは
 - 耕起、整地
 - 施肥、は種、移植
 - 中耕、除草、防除
 - 収穫、調整、出荷
- 団地加算

(作付地の集団化対策) 転作物が地続きでその規模が三ヘクタール以上の団地の合計が地区の転作物目標面積の三分の二以上であること。団地内の転作物が原則として二作物以内に統一されていること。
- 地域営農加算

(農協の指導による地域) 農業確立対策(農協毎に管内の稲作、転作の生産性向上、土地利用の合理化計画を定めること。農業者及び農協の拠出により水田利用合理化の基金が造成されること。目標面積の農業者への通知、実施計画の提出が農協を通ずること。
- 産地形成加算

(地域特産作物の産地形成) 原則として一農協一作物を選ぶこと。生産出荷協定、販売計画が作成されること。
- 転換加算

(地域ぐるみの畑転換対策) 原則として地区内の水田の二分の一以上を計画的に畑転換すること。
- 畜産連け加算

(耕畜連け対策) 酪肉振興市町村内の地区であること。耕種農家、畜産農家とが原則として三年以上の転作飼料作物利用供給計画を樹立すること。規模は原則として一ヘクタール以上の団地が〇・五ヘクタール以上の団地が二つ以上。

62年新春俳句大会

佐藤志残さんが一位に

昭和六十二年新春俳句大会が一月十八日、村公民館で開催されました。

午前十時に席題と一句競吟が主催の公民館から発表されると、参加した二十二人の人たちは、一時間内での作詠に一生懸命と取り組んでいました。

席題は、新春にふさわしい「初市」「七種」「年玉」、また、一句競吟は、「炭」の詠

み込みで行われました。

参加者全員で審査が行われた結果、席題総合で佐藤志残さんが一位に、二位には今井秀虹さん、三位には小林竹生さんがそれぞれ選ばれました。

高句は次のとおり。

〈席題高句〉
一位 今井 秀虹
初市に母となる日の晴着買ふ

二位 佐藤 志残
俳友の年玉何時も手漉き和紙

三位 市村横雲子
初市の路地の賑わい村訛り



一生懸命作詠にとりくむ

三位 市村横雲子
初市の路地の賑わい村訛り
〈一句競吟〉
一位 坪谷十九一
婚の使者迎えて炭火熾んなる

二位 神田 斗子
荒れし手を妻が翳せば炭跳ねる

三位 市村横雲子
炭おこし煙管鳴らして父在す



役場庁舎は正面玄関に、身丈を越す大きな門松が飾りつけられて新しい年を迎えることができた。

この大きな門松を見てみると、元気のいい心松に、斜めに切り揃えた竹と、まだ少し固いが蕾の梅と豆木で、飛躍と充実を表現しているように感じられるから不思議なものである。

この門松の歴史は古いもので、山から松の生木を伐って一本又は二本対にして門に立てたもので、注連飾りと意味が一緒で、お正月の神様(神)を迎える場所としたらしい。これを「松迎」と呼んでおり、門松は年神の降臨する

門松飾り

少し話してもよくなるが、鎌倉時代に門松は威勢のよい竹を添えるようになり、斜めに切つて飾るようになった。「八幡・松尾より飾り竹奉りぬれば、八瀬・大原の民草尻くめ賑かに仕うまつれば」(四季物語)と歌われている。

江戶期になって梅を添えるようになり、松竹梅が揃うようになり、蓬莢台に立てられたり盆栽にして床飾りに用いられるようになった。最近の門松はこのめでたい松竹梅に、赤い実の南天やゆずり葉を加えるなどして、飾り物の役割が大きくなり玄関色気添えてみた。」と書いてある。

この門松も十一日には松納めとなるらしいが、これも地域によって日が異なるようで、東京では六日夕、京阪は十四日夕が多いとか、仙台では四日であり、信州では七日らしいとか。

門門と松の葉に残る雪の朝(中川)

水田農業確立助成補助金の種類

生産性向上加算

- 規格外加算

(地域ぐるみの畑転換対策) 原則として地区内の水田の二分の一以上を計画的に畑転換すること。
- 畜産連け加算

(耕畜連け対策) 酪肉振興市町村内の地区であること。耕種農家、畜産農家とが原則として三年以上の転作飼料作物利用供給計画を樹立すること。規模は原則として一ヘクタール以上の団地が〇・五ヘクタール以上の団地が二つ以上。
- 産地形成加算

(地域特産作物の産地形成) 原則として一農協一作物を選ぶこと。生産出荷協定、販売計画が作成されること。
- 転換加算

(地域ぐるみの畑転換対策) 原則として地区内の水田の二分の一以上を計画的に畑転換すること。
- 畜産連け加算

(耕畜連け対策) 酪肉振興市町村内の地区であること。耕種農家、畜産農家とが原則として三年以上の転作飼料作物利用供給計画を樹立すること。規模は原則として一ヘクタール以上の団地が〇・五ヘクタール以上の団地が二つ以上。

譲渡・営農関係の納税相談

- ◎譲渡・営農関係の納税相談

会場 役場多目的ホール
時間 2月24日(火) 譲渡
9時30分～16時
25日(水) 営農業
9時～16時
26日(木) 営農業
9時30分～16時

住民税の申告・相談

- ◎住民税の申告・相談

会場 役場多目的ホール
時間 9時～16時
3月11日(水)
小杉・藤山・駒込地区
12日(木)
木津・二本木地区
13日(金)
横越・川根谷内地区
16日(月)
沢海・焼山地区

農業所得者の確定申告と納税相談

- ◎農業所得者の確定申告と納税相談

会場 役場多目的ホール
時間 9時～16時
3月3日(火)
小杉・藤山・駒込地区
4日(水)
木津・二本木地区
5日(木)
横越・川根谷内地区
6日(金)
沢海・焼山地区



スルメ募金で福祉事業にと寄付

青少年育成村民会議横越中支部では、毎年大晦日の恒例となっているスルメ募金を行い、武藤修一君ら子供たちが表が、一月十七日に浅見村長を訪れ、売上純益二万円を「村の福祉事業に役立ててください」と寄付しました。浅見村長も心暖まる寄付に感謝し、労をねぎらいました。村から寄付金をうけた村社会福祉協議会では、子供たちの意志に沿うよう役立たせたいと感謝しています。